

令和 7 年 3 月 1 0 日

こども未来部 養育支援課

こども家庭センター及び地域子育て相談機関の設置について

1 経緯

令和 4 年の児童福祉法改正により、すべての妊産婦、子育て世代、こどもへ包括的な支援を提供するため、児童福祉を担当する子ども家庭総合支援拠点（養育支援課）と母子保健を担当する子育て世代包括支援センター（保健所・保健相談所 4 所）を統合した「こども家庭センター」の設置が努力義務とされ、あわせて、気軽に相談できる身近な相談機関として「地域子育て相談機関」の整備に努めることとされた。

2 こども家庭センターの概要

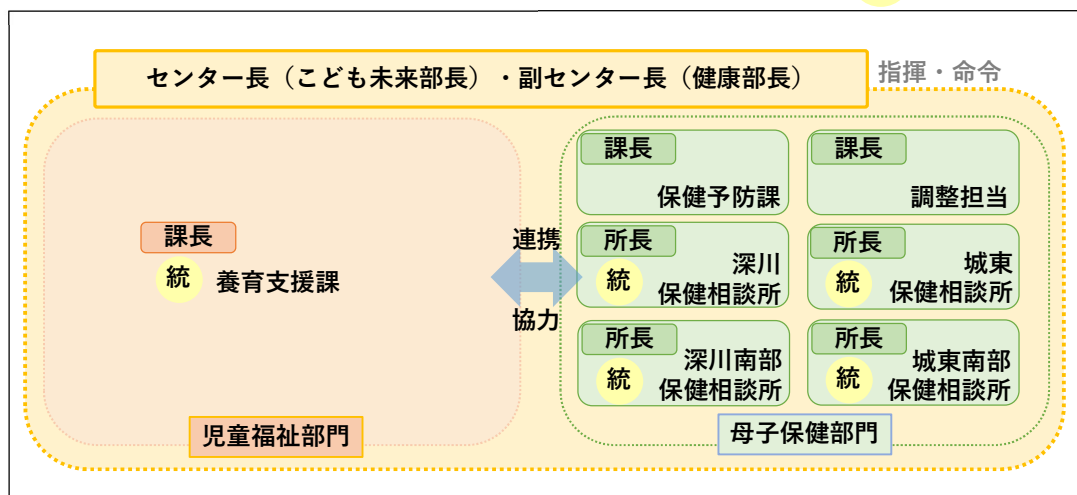
（1）こども家庭センターの位置づけ

児童福祉部門の養育支援課と母子保健部門の保健所・4 保健相談所を「こども家庭センター」として位置づけ、新たに配置するセンター長（こども未来部長兼務）及び副センター長（健康部長兼務）のもと、児童福祉・母子保健連携担当課長（各所課長兼務）及び統括支援員の役割を担う児童福祉・母子保健連携担当係長（保健指導担当係長、養育支援担当係長兼務）を配置する。

本区におけるこども家庭センターの設置については、養育支援課及び保健所・4 保健相談所を物理的に 1 か所に統合するのではなく、各機関が緊密に連携を図る、機能一体型の体制とする。

【こども家庭センター連携イメージ】

統：統括支援員

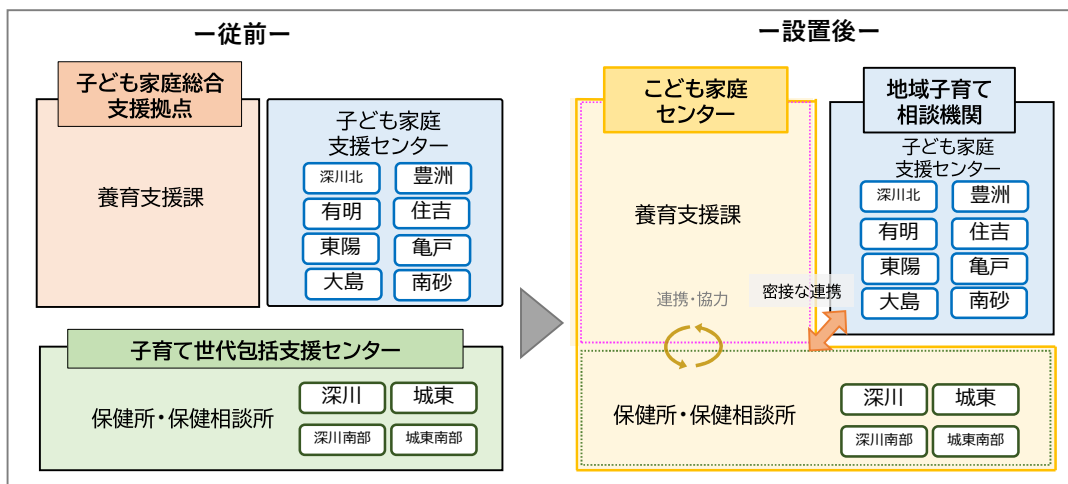


(2) 統括支援員（児童福祉・母子保健連携担当係長）

統括支援員には、児童福祉と母子保健双方の業務に精通していることが求められており、支援を必要とする家庭の課題と、それに対する具体的な支援内容を示す「サポートプラン」の作成をはじめ、児童福祉部門と母子保健部門での合同ケース会議の開催や各種システムの共有等により、支援対象者を必要な支援に繋げるなど、マネジメント機能の向上を図る。

3 地域子育て相談機関の概要

区内8か所の子ども家庭支援センターを地域子育て相談機関として位置づける。こども家庭センターと密接に連携しながら、訪問支援員による家庭訪問等アウトリーチ活動の一層の充実を図り、育児不安の軽減など予防的支援を行う。



4 設置時期

令和7年4月1日